

電子記録債権とは

手形債権や指名債権（売掛債権等）が抱える問題を克服し、事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。電子債権記録機関が記録原簿に電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容が定められます。

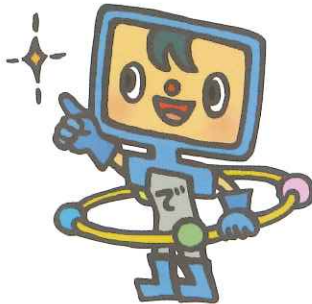
でんさいネット
電子記録債権の特長

■ 全国規模の安心ネットワーク

全国の銀行間ネットワークを活用することにより、安心で信頼できるサービスを提供できます。

■ 簡易な決済方法の実現

支払期日になると、自動的に登録された口座に払込みが行われます。振込伝票の作成や手形の取立のような、面倒な手続きは不要です。



でんさいネットを利用した電子記録債権取引イメージ

① 電子記録債権の発生

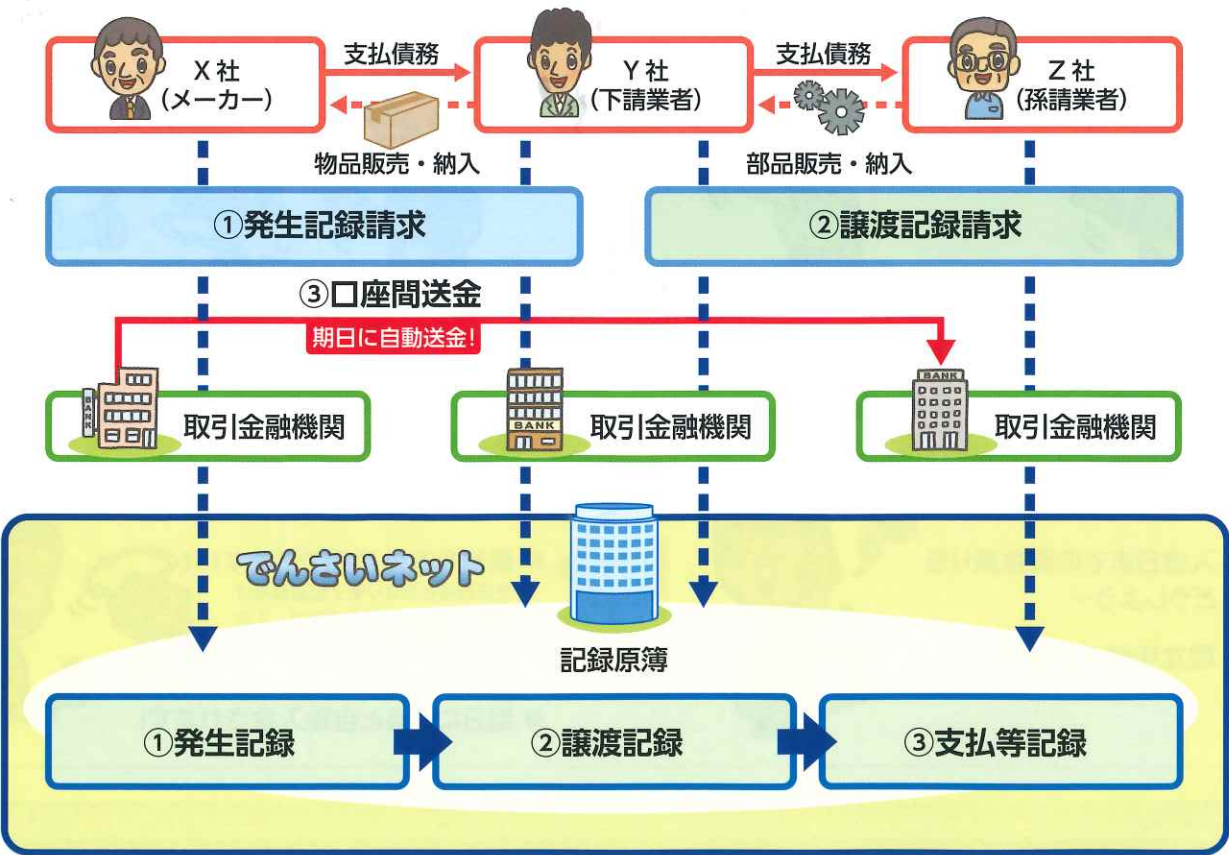
金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子記録債権が発生します。

② 電子記録債権の譲渡

金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子記録債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。

③ 電子記録債権の支払

支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引き落とし、受取企業の口座へ払込みが行われます。でんさいネットが支払が完了した旨を「支払記録」として記録しますので、面倒な手続きは一切不要です。また、手形とは異なり、受取企業は支払期日当日から資金を利用することが可能になります。



サービス内容

ご利用形態

ご利用目的に応じ、お申込み時に利用形態をご選択いただけます。

- 債務者利用………でんさいの発生や譲渡、受取など全ての取引をご利用いただけます。
- 債権者利用限定……でんさいの受取、譲渡記録請求をご利用いただけます。

主なサービス内容

サービス	内 容	備 考
でんさいの受取	でんさいを受け取ることができます。 でんさいは期日を迎えると自動的に口座に入金されます。	債務者の決済不能等、入金されない場合があります。
発生記録	でんさいを新たに発生させることができます。 ※複数の電子記録債権を同時に発生させることもできます。	当日付だけでなく、1ヶ月先までの日付を指定した予約請求が可能です。
譲渡記録 (分割譲渡記録)	でんさいを譲渡することができます。 (でんさいを分割して譲渡することができます。)	
開示請求	でんさいの内容等を確認することができます。	
割引	手形のように割引や譲渡担保とすることができます。	当行所定の審査と手続きが必要です。

ご利用時間

区 分		〈四銀〉ビジネスダイレクトのご利用
平日	当日付	8:00～15:00
	予約	8:00～22:00
土・日・祝日	当日付	8:00～15:00
	予約	8:00～22:00

※パソコンの不具合等で、窓口をご利用の場合は【当日付】9:00～14:00、【予約】9:00～15:00です。
※12月31日～1月3日、5月3日～5月5日及び毎月第2土曜日はサービスを休止させていただきます。
※割引・担保には当行所定の審査があり、当日付は原則お取扱いできません。

でんさいネット手数料

区 分		〈四銀〉ビジネスダイレクトのご利用 (※4)
基本手数料		無 料
発生記録		330円
譲渡記録 (分割譲渡記録)		330円
保証記録		無 料
開示請求 (※1)		無 料
変更・取消 (※2)		無 料
入金 (※3)		無 料

(※1) 基本的な項目の開示を求める場合の手数料です。その対象とならない特殊な項目の開示を求める場合には、書面手続きが必用なうえ、別途手数料が発生します。
(※2) 内容を変更するでんさいの利害関係者が債務者と債権者の2者だけの場合の手数料です。既に譲渡されている等、利害関係者が3者以上の場合には、書面手続きが必要
なうえ、別途手数料が発生します。
(※3) でんさいの受取人様にご負担いただく手数料です。
(※4) 窓口をご利用の場合は当行所定の手数料をいただきます。